

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

昭和54年（1979年）、国連は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本も昭和60年（1985年）に同条約を批准した。令和6年（2024年）現在では、世界で189カ国が批准している。

さらに平成11年（1999年）には、条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、平成12年（2000年）12月に発効している。令和6年（2024年）現在、条約批准国189カ国中、115カ国が同議定書を批准しているが、日本はまだ批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続を尽くした後、条約機関に申し立てを行なうことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女性差別撤廃条約の実効性を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は選択議定書の審議に参加し、決議に加わったものである。男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2024」が、つい先日開催の世界経済フォーラムにおいて発表されたが、日本は146カ国中118位であり、前年より改善したものの下位に甘んじている。

政府は第5次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

よって、国におかれては、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月13日
京都府久世郡久御山町議会